

大阪における人権啓発（事業）の現状と課題

村井 茂

一 はじめに

大阪では運動と事業の分離分担ということ、大阪府同和事業促進協議会（府同促）は事業を担当しているが、いろいろ改革論議が行なわれている。その中で啓発については、一層の積極的な充実が求められている。これまでの地対協意見具申や大阪府「同対審」でも、たびたび指摘されているところである。しからばどういう形で充実していくかということである。同和対策事業改革論議のなかで啓発事業の再検討が必要で、現状をみつめながら、啓発事業についてもこれまでどおりでいいのかどうかを事業展開の中でも考えていかねばならない。

これまでどちらかといえば、差別の結果に対する対策、

つまり被差別部落および部落住民に対する対策が同和事業や同和行政なのだという形であったというか、中心であったといえる。しかし、差別は、まず差別する側があつて被差別の側が発生するものである。根本的には、今日強調されているように、差別の原因、具体的には部落外の差別する姿をどうするのかということである。部落の実態がどうかは、部落に対する対策のあり方として考えていかねばならないが、問題は、社会（部落外）に部落差別がある限りこれをなくしていく行政は積極的に展開されなければならないということだ。

差別の原因に対する本格的な取り組みこそが本来「同和」行政なんだという意味からすると、その重要な柱としての部落問題を中心とした人権啓発事業というものの本格的なあり方が検討されていかなければならないし、

そういう意味でも一層の積極推進が求められている。

今日、啓発の具体的なすめ方についても、創意・工夫論がいろいろな形で意見がでてきている。特に、「させられる学習から、したい学習に」していくにはどうすればいいのか——に代表されるような問題意識から、啓発の手法や中身についていろいろな成果がでてきている。

啓発のあり方と同時に、「同和」教育も含めてその中身が問われてきているし、また、行政が行なう啓発のあり方や民間啓発団体の活動のあり方について、第三期の運動なり事業の改革なり、そういった大きな改革の方向と啓発のあり方とどうかかわっていくのかといった、いろいろな問題意識がある。そういうような問題意識から、現状の検討をやっていきたいと思う。

二 大阪啓発事業の現状

1 府の啓発事業の現状

① 府と府同促で検討対象としてきた啓発事業は、四事業である。これに加え、今年度から九事業が新設・改善された。

2 啓発の体系

大阪府の啓発事業を体系的に整理してみると、(1)広域的啓発媒体（テレビ、ラジオ、新聞、府の広報紙、資料等）(2)統一啓発行事の開催（人権週間や憲法週間記念事業、就職差別撤廃月間行事等）(3)広域啓発団体への支援（共同事業の推進、人的・予算的支援）(4)業界・団体への働きかけ（経済団体、不動産業界、医療関係団体、外廓団体等）(5)啓発指導者育成の場づくり（社会同和教育指導者研究協議会、企業内同和問題研修推進員研修会、府人権協指導者養成講座、行政関係者研修等）(6)啓発資料・ノウハウ等の提供（広報公聴セミナー、啓発手法研修会、啓発物品の提供等）(7)拠点の啓発施設の設定（財・大阪府人権歴史資料館、視聴覚ライブラリー）(8)部落差別調査等規制等条例（条例の施行、条例啓発の推進等）(9)市町村への支援（啓発事業委託、啓発資料・ノウハウ等の提供等）——ということになる。

総じていえば、市町村が地域の実態に即し、地域住民に密着したきめ細かな啓発活動を行なっているのに比べ、府は広域的、統一的、拠点的事業を展開しているといえる。

ついでのことながら、国はというと、全国的観点に立

った啓発の企画・立案ということで、政府広報の活用、啓発活動の現状のとりまとめ、啓発推進のための指針策定、地方公共団体における啓発指導者の養成、全国的に活用可能な啓発媒体の作成及び情報の収集と提供、啓発活動の委託——といった内容である。

これらの啓発事業は、直接的に府民へ、また民間啓発団体を通じて府民・企業・各種団体へと及ぼされていく。そして、社会生活、職場、社会教育の分野へ広がり、影響を与えていくものである。

3 啓発の体制

大阪府庁内の啓発体制としては、(1)「大阪府人権啓発推進本部」が一九八二年四月一日に設置されている。知事が本部長となり、庶務担当は国際室（人権平和室）である。啓発を総合的かつ効果的に推進するため、府の人権啓発に関する基本的事項に關すること、関係部（局）の行う人権啓発事業に係わる連絡調整に關することを所管する。(2)「大阪府同和対策推進会議」（一九八七年五月二五日設置・会長は副知事・庶務は同和対策室調整課）は、各部の同和対策の有機的かつ計画的な実施を図るための必要な調整を行う。(3)「同和問題啓発推進検討会議」（一九九二年五月一九日設置・庶務は同和対策室指導課）

は、啓発事業関係二〇課（一六課、三室、一所）等の課員で構成、府が実施する啓発事業の推進方策について検討を行う。(4)「同和問題啓発連絡会議」（一九八六年七月一日設置・庶務は同和対策室指導課）は、同和問題啓発関係七課（三課、四室）等で構成、同和問題の啓発を効果的かつ円滑に推進していくため、関係課等により、情報交換、啓発の検討等を行う。(5)「同和問題啓発指導者養成連絡会」（一九九〇年三月二六日設置・庶務は同和対策室指導課）は、同和問題啓発関係一〇課（五課、四室、一所）等の課員で構成、同和問題啓発に係わる指導者養成に關し、関係課等により、情報交換、連絡調整等を行う——といったものがある。

その他、市町村と一体、あるいは連携して取り組む体制としては、以下の組織がある。(1)「大阪同和問題映像啓発推進協議会（映像協）」（一九八三年五月二七日設置・事務局は大阪府市長会事務局）は、大阪府及び市町村が一体となって啓発映画の制作及びテレビ放送を実現するにあたり、内容充実、広域的效果、事務効率かつ経済性を図る等の目的で作られた。(2)「同和事業推進大阪行政連絡協議会（大連協）啓発部会」（一九八三年五月三〇日設置・大連協の事務局は府同対室調整課）は、大阪府及び府下市町村が相互に連絡を密にして、同和対策事業の

円滑な推進を図る。

また、ここ数年のうちに行政機構のなかに新たに、同和対策担当課と別途に人権啓発の担当課が府や市町村につくられるようになったことから、「大阪府自治体人権啓発連絡会議」（府・市町村）が最近になってつくられている。

4 市町村の啓発体制

① 組織

大阪府内の自治体が一体あるいは連携して啓発の充実をすすめていくための組織化が図られている。すでに、府の啓発体制のところでも述べた「映像協」「大連協（啓発部会）」「人権啓発連」の他に、市長会においては、「同和対策部会同和主担者会議」「同和対策部会人権啓発主担者会議」が、町村長会においては同和主担者会議が設置されている。

② 各市町村の状況

人権啓発担当課、各人権問題（部落問題・外国人問題・女性・障害者）の担当窓口の状況は、別表のとおりである。

また、人権啓発に関する基本方針等の策定状況を調べてみたが、現在のところ以下のとおりである。

市町村名	名称	策定期
高槻市	高槻市における第2次人権啓発計画について（提言）	1991.11
茨木市	茨木市人権啓発基本指針	1989.12
島本町	島本町人権啓発基本指針	1994.3
豊中市	豊中市人権啓発基本方針	1992.3
箕面市	箕面市人権啓発基本計画	1989.4
高石市	高石市人権啓発基本指針	1993.3
岸和田市	岸和田市同和問題啓発基本方針	1991.4
貝塚市	貝塚市同和問題啓発基本方針	1989.3
泉佐野市	泉佐野市人権問題啓発基本方針	1991.9
東大阪市	東大阪市在日外国人の人権に関する基本指針	1982.11
枚方市	枚方市人権啓発基本方針	1992.3
大東市	大東市人権啓発基本方針	1991.6

1994.4現在

5 民間啓発団体

- 1、人権啓発推進大阪協議会（一九七九年二月結成）
（市町村人権啓発住民組織・人権擁護委員連合会・府同促等四七団体で構成）
- 2、大阪企業同和問題推進連絡協議会（一九八二年四月結成）
（企業内同和問題研修推進員を置く事業所で組織された地域企業同和問題連絡会八〇、五〇〇社▽四三団体で構成）
- 3、大阪同和問題企業連絡会（一九七八年二月結成）
（同和問題の解決に積極的にとりくむ府内の大・中企業一四六社で構成）
- 4、同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議（一九八二年四月結成）
（二一教団八四、八〇〇宗教法人▽で構成）
- 5、大阪府農協同和対策推進連絡会（一九八四年五月結成）
（府内の六三農業協同組合、四連合会で構成）

三 府の啓発事業推進についての検討と具体化

- (1) これまでの経緯
- 一九九二年三月の府同対審査申に基づき、「大阪府同和問題啓発事業研究プロジェクト会議」を一九九二年七月に設置し、今後の啓発事業の推進方策である「同和問題の効果的な啓発のあり方について」の報告書が一九九三年一〇月に作成された。
- 府・府同促の啓発ワーキング・グループを一九九二年六月に設置し、検討対象啓発事業を確定（同和対策事業三一一般事業一三〇四事業）し、府が実施する啓発事業の推進について意見交換・協議を行ってきた。その結果、一九九三年度に新設・改善事業として七事業を実施した。一九九四年度以降具体化する事業として「プロジェクト会議」の報告書に基づき「人権啓発ラジオ番組制作事業」等の協議を行っている。
- 庁内組織として二〇課で構成する「同和問題啓発推進検討会議」を一九九二年五月に設置し、府が実施する啓発事業の見直しを行い、啓発事業の積極的な推進に向けて事業の新設・改善等の検討が行われて

きた。

(2) 今後の対応「プロジェクト会議」の報告書に基づく府答申の具体化↓啓発事業の積極的な推進」

① 現行啓発事業の改善・整理統合

- 事業の内容・手法が効果的かどうかの視点から見直す↓事業の改善、整理統合
 - ・内容が啓発対象者の知識と理解の程度に合っているかどうか。
 - ・手法が最も適した啓発媒体かどうか。また、啓発媒体の特性を十分活かしているかどうか。
- 府と市町村の役割と機能分担の視点から見直す↓事業の改善、整理統合、廃止
 - ・府の事業として、広域的、拠点的、統一的な事業かどうか。
 - ・市町村事業と重複していない体系的な事業かどうか。

② 効果的な啓発事業の新設

- 「プロジェクト会議」の報告書で示された方策のうち、現行事業の改善等では対応できない場合、柔軟な発想で時宜にかなった新たな事業の創設について、次の視点から検討する。
 - ・長期的な視点に立った総合的・計画的な事業であ

(3) 今後のスケジュール

①一九九四年度

○現行四四啓発事業について、改善、整理統合、廃止の確定

○新規事業の構想検討

○新規事業の柱ともなるマスメディア活用事業の具体化として、「ラジオを活用した啓発番組」の実現に向けて「近畿府県市の検討会議」で事業内容・協力体制等の確定↓次年度に向けて近畿府県市共催・連携事業の推進

府事業例	①情報、ノウハウの提供②啓発資料の整備③人材養成④世論づくり⑤府全域を対象とするイベントの実施⑥市町村事業の支援
------	--

- ② 一九九五年度
- 長期的・総合的な視点からの「効果的な啓発事業（案）」の検討、作成
- 「府民人権意識調査」の実施↓分析

四 啓発のあり方論議と今後の課題（いくつかの提起・確認点）

- (1) 部落差別意識の現状が未だ深刻な実態にあること、啓発活動が効果をあげている面もあるが、これから本格的にとりくむ必要があることをしっかりと確認する。
- (2) 一九八一年五月の大阪府同和対策審議会答申（同和問題に関する啓発事業について）並びに一九九二年三月答申（人権啓発対策の項）、及び一九九〇年の大阪府民人権意識調査の分析結果をふまえたとりくみを各方面で推進する。
- (3) 「同和問題の効果的な啓発のあり方について」（大阪府同和問題啓発事業研究プロジェクト会議報告書、一九九三年一〇月）をふまえる。
- △内容▽

（今後の啓発の基本的視点）

- 1、啓発の基本姿勢として、府民と共に学び行動する

二次部落解放人権啓発基本方向検討委員会、一九九四年二月）をふまえる。

△内容▽

- 1、転換の時代——人権と生涯学習の時代
- 2、差別事件からみた課題
- 3、意識調査結果からみた課題
- 4、意識の特徴からみた留意点
 - ・部落（の人）に対する偏見、マイナスイメージが強い
 - ・差別されないために、差別するという行動傾向をもっている
- 5、成人の学習の原則
- 6、今後の啓発活動の基本的視点
 - ・部落問題への関心を飛躍的に高めるとともに、学習への動機づけを重視する。
 - ・部落問題・人権問題、啓発の方法論を体系的に学習できる機会をつくり、啓発担当者や推進リーダーなどの養成を重視する。
 - ・さまざまな興味や関心、学習要求、生活要求と部落問題学習を結びつける視点を重視する。
 - ・一人ひとりの自覚と実践を求めるとともに、人権が尊重される社会に変革するための集団的活動を

という視点が何より大切

2、人権問題は自分自身にとって身近な生き方に関する問題との視点が必要

3、啓発における府と市町村の役割と機能分担の視点が必要

4、柔軟な発想で、時宜にかなった事業をダイナミックに展開する視点が必要

5、さまざまな人権問題を解決していくために、府民の国際感覚、人権感覚を醸成する視点が必要

（啓発の実施にあたって）

- 1、啓発媒体の活用……その機能と各媒体の特性を生かした使い分け
 - 2、マスコミの活用
 - 3、文化、芸術の重視
 - 4、イベント方式の導入
 - 5、専門家の活用
 - 6、メディアミックスによる啓発の展開
 - 7、デジタルコミュニケーションの活用
 - 8、講座・セミナー
 - 9、指導者の養成
 - 10、他の啓発団体との連携
- (4) 「部落解放・人権啓発の発展のために（提言）」（第

重視する。

- 7、学習効果を高めるために
- ・「仲間づくり」の視点をもつ
 - ・小集団学習を重視する
 - ・共同学習を推進する
 - ・体験型の学習を多くする
 - ・視聴覚教材や啓発冊子を活用する
 - ・身近な素材を教材化する
 - ・文化・芸術作品を教材化する
 - ・学習の企画・運営への参加を促進する
 - ・自ら表現したり、実践することを促進する
 - ・講演・伝達型、体験・話し合い型、独学型の学習を組み合わせる

(5) 以上の事をふまえて、大阪府としての部落解放・人権啓発基本方針を策定する必要がある。その中で、現代の部落差別意識の構造、意識変革のプロセス、それを促進するための啓発の内容と方法、推進する体制を明確にする必要がある。

(6) 行政機関の役割と民間啓発団体の役割を整理し、行政機関のもつ社会性、人的、財政的な力と、民間啓発団体の自発性・「自由」性とを結合し、効果をあげる必要がある。従って、とくに行政機関の人的・財政的な

面での強化と民間啓発団体の自発性の促進が大きな課題といえる。

(7) 情報化社会を迎えて、情報産業が巨大化してきており、それらが人びとの意識に与えている影響はますます大きくなっている。従来の啓発の枠組みを越えて、情報産業の社会的責任として人権意識の確立を位置づけ、自発的なとりくみを促進するための施策を検討する必要がある。

(8) 差別事件に対応する啓発のあり方の検討・強化、また、プライバシー保護の制度確立にむけて、とりくみを強化すべきである。

(9) 同和対策事業改革のとりくみと連動して、啓発のあり方を検討していく視点が重要である。具体的には、自立・自覚を高める「啓発」充実の視点や人材養成の視点をしっかりとふまえることが大切である。

(10) 国際化時代を迎えて、外国人労働者の問題など新たな課題の発生、高齢化社会を迎えて高齢者の人権問題の拡大など、人権施策の重要性が高まってきていることの認識を明確にし、施策の抜本的な充実にとりくむ必要がある。

(11) 部落解放と人権の確立をめざす啓発活動は、かつてない規模と広がりをもって実施されるに至っている。

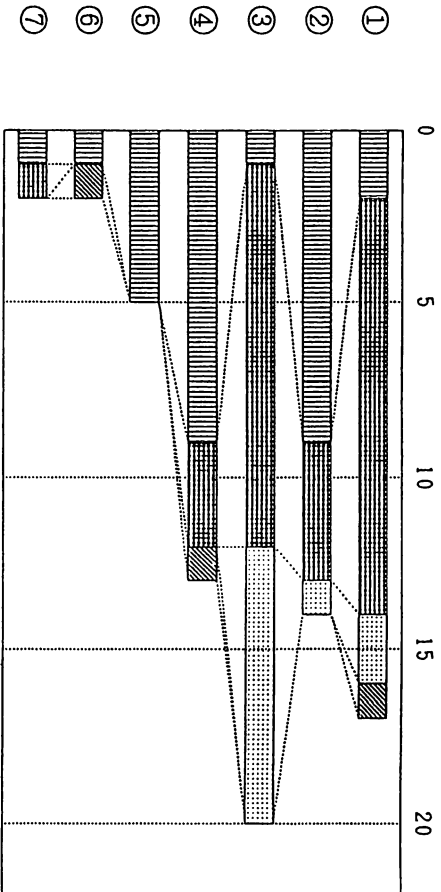
さまざまな人びとに対する差別・人権侵害が存在しており、当然のことながら人権啓発もさまざまな分野に広がっている。「女性政策課」「人権啓発課」あるいは「国際室」「人権平和室」といった行政機構が新設されてきている。

これらの実態を分析検討し、人権（啓発）行政の推進にあたって、行政機構のよりよいあり方を考えていくことが大切である。

(12) 各方面における部落問題を中心とした教育・啓発活動の充実強化、悪質な差別事件に対処するとりくみのためには、その根拠となる法的整備が必要である。

府の啓発事業（件数）

	① 啓発促進のための情報・ノウハウの提供	② 啓発資材の整備	③ 人材養成	④ 世論づくり	⑤ 府全域を対象とするイベントの実施	⑥ 市町村事業の支援	⑦ その他	合計
府民啓発	2	9	1	9	5	1	1	28
企業（団体）啓発	12	4	11	3	0	0	1	31
職員啓発	2	1	8	0	0	0	0	11
その他	1	0	0	1	0	1	0	3
合計	17	14	20	13	5	2	2	73



府の啓発事業 (金額)

(単位：千円)

	① 発促進のため の啓発・ノウ ハクの実施	② 啓発資材 の整備	③ 人材養成	④ 世論づくり	⑤ 対象を 対象とする イベントの実施	⑥ 市町村事 業の支援	⑦ その他	合計
府民啓発	368.5	49,938.6	228.5	94,812.1	10,739.4	7,700	65,832	229,619.1
企業 (団体) 啓発	10,297.4	9,866	12,497.8	4,822.7	0	0	800	38,283.9
職員啓発	1,343.5	182	13,197	0	0	0	0	14,722.5
その他	75	0	0	500	0	624.5	0	1,199.5
合計	12,084.4	59,986.6	25,923.3	100,134.8	10,739.4	8,324.5	66,632	283,825

